

盛岡市監査委員告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 31 年 2 月 26 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菅 原 和 彦
同	小 山 田 正 美
同	八 木 橋 美 紀

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 30 年 12 月 20 日付け 30 盛監第 45 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 玉山総合事務所に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

30 盛玉総務第 55 号
平成 31 年 2 月 19 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 12 月 20 日付け 30 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 玉山総合事務所総務課）

- (1) 私人への歳入の徴収事務の委託の実施に当たり、法令に定める告示・公表を行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 複写機利用料の収納に当たり、収納金の指定金融機関等への払込みが遅滞している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 公の施設の指定管理に当たり、業務の再委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

私人への歳入の徴収事務の委託の実施に当たり、2月7日付で告示を行ったほか、指定管理者に公表を依頼した。

告示・公表に係る関係法令の遵守について、課内研修を実施し周知徹底した。

イ 指摘事項(2)について

利用料の収納に当たり、盛岡市財務規則の規定に基づき、収納事務を適正に執行するよう、課内研修を実施し周知徹底した。

ウ 指摘事項(3)について

公の施設の指定管理に当たり、基本協定書に基づく業務の第三者委託の事前承

認について、課内研修を実施し周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、法令に定める告示・公表についての認識が不足していたことによるものである。

今後は、私人へ徴収事務を委託する場合、法令に定める告示・公表を行うことを課員全員で共通認識とし、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、盛岡市財務規則の規定を正しく認識していなかったことによるものである。

今後は、収納金の払い込みが遅滞しないよう、複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項(3)について

原因は、当課及び指定管理者における基本協定内容の認識不足によるものである。

今後は、年度途中に決まった当該年度に実施する業務の第三者委託についても事前承認が必要であることを課員での共通認識とするとともに、指定管理者へも周知徹底をし、再発防止に努める。

30 盛玉産第 295 号

平成 31 年 2 月 20 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 12 月 20 日付け 30 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（玉山総合事務所 渋民勤労者研修センター）

施設の使用許可に当たり、使用許可書が交付されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

受付窓口と産業振興課において、許可手順の見直しを行い、申請者への使用許可書の交付をすることとした。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、盛岡市勤労福祉会館条例及び盛岡市勤労福祉会館条例施行規則の認識不足によるものである。

今後は、見直した許可手順により事務処理を行うとともに、年度切替え時の事務引継を徹底し、再発の防止に努める。